

磐梯町へ転入される方へ

★新しい住所に住み始めた日から**14日以内**に次のものを添えて転入手続きをしてください。

- ① 転出証明書 ②届出人の印鑑 ③本人確認書類（運転免許証等）
 ④マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ※④はお持ちの方のみ。お持ちでない方には転出証明書が交付されます。
 ⑤マイナンバーの通知カード（マイナンバーカードをお持ちでない方）

なお、正当な理由なく転入手続きをしなかったり、遅れたときは過料に処せられる場合がありますのでご注意ください。
 （住民基本台帳法第52条第2項）

★新住所や転出予定日等が変更になった場合でも、そのまま新住所地の市区町村で転入の手続きをして下さい。

※転出証明書の訂正の必要はありません。

課	磐梯町でのお手続き（持参するもの）	
町民課 ☎74-1215	☐ 印 鑑 登 録	登録する印鑑、本人確認書類（本人が登録する場合）
	☐ マイナンバーカード	継続利用の手続き・・・暗証番号を事前に確認してください。 （お持ちの方のみ）
	☐ マイナンバーの通知カード	町住所のマイナンバーカード交付申請書を交付します。（お持ちの方のみ）
	☐ 住 基 カ ー ド	継続利用の手続き・・・暗証番号を事前に確認してください。 （お持ちの方のみ）マイナンバーカードに変更。
	☐ 国 民 健 康 保 険	（※転入前の市町村で国保に加入していなかった方は別途手続きが必要になる場合があります。）
	☐ 国 民 年 金	第1号被保険者の方（自営業、学生、無職の方など）・・・年金手帳 第3号被保険者の方（会社員の妻など）・・・配偶者の勤務先で手続き
	☐ 後 期 高 齢 者 医 療	世帯主と被保険者のマイナンバー・ 負担区分等証明書（前住所地の市区町村が発行したもの）・ 特定疾病認定証明書（該当者のみ）・障害認定証明書（該当者のみ）
	☐ 犬 の 登 録（犬を飼われている方）	犬鑑札（前住所地の市区町村で交付を受けたもの）
	☐ 各 種 障 害 者 手 帳 （ 重 度 心 身 医 療 ）	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 健康保険証・通帳の写し
	☐ 介 護 保 険（要介護認定）	受給資格証明書（前住所地の市町村が発行したもの）
	☐ 母 子 手 帳	お問い合わせは磐梯町保健センターへ ☎73-3101
	☐ 乳 幼 児 ・ こ ど も 医 療	お子さまの健康保険証（国保加入者は手続き不要）
	☐ 児 童 手 当	請求者の健康保険証・本人確認できるもの（運転免許証等） 通帳の写し（請求者名義）前住所地で何月まで受給したかを示す書類 単身赴任等で児童と別居している場合は児童の住民票（世帯全員）の写し
	☐ ひとり親家庭医療費 ☐ 児童扶養手当・特別児童扶養 手当・障害児福祉手当	該当する方はお手続きが必要です。
	☐ 保 育 所	
建設課 ☎74-1228	☐ 上 下 水 道	開始届（実際に開始する場合は立会いが必要）
教育課 ☎73-2017	☐ 小中学校の児童・生徒	各学校に転入の連絡 （磐梯一小☎73-3131・磐梯二小☎73-3141・磐梯中☎73-3116）
	☐ 幼 稚 園	申込み・お問い合わせは磐梯幼稚園へ ☎73-3474
総務課 ☎74-1221	☐ 防災行政無線	希望される方に無償にて配布いたします。（要申請）

※郵便局、電力会社、ガス会社などのお手続きもお忘れなく。

◇転入届に関するお問い合わせ 磐梯町役場町民課戸籍係 ☎ 0242-74-1215
 〒969-3392 福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋 1855